

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 345 回

皆様、暑くなっても「ウイルス」は死にそうもないですね。ほんとうに大変な事です。この災害をどうやって乗り切っていくか、まさに我々の力の発揮時ですね。頑張ってください。そして予防には十分注意をしてください。

ところでまさにこの時に「中小企業の働き方改革法」が実施されます。すなわち「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇の取得義務化」「同一労働・同一賃金」等ですね。罰則規定もありますので十分ご注意ください。

同時にこの法律は「生産性向上」のための改革法案でもあります。

世界的な景気減退懸念と株安のさなか、労働力人口が減り、生産性向上がもたつく日本への目線は厳しくなっており、また企業の成長の果実を労働者に配分して人材獲得で戦えるように転換していくことが要求されています。今、仕事への満足度→仕事にやりがいを持ち積極的に関わろうとする従業員の比率は、日本は10%と世界平均(29%)の約3分の1、55位に沈んでいます。やはり生産性を上げて労働分配率を上げていかないと、世界で認められる企業にはなっていけませんね。いい人材を集められません。この手段の一つが、上記の「働き方改革」とも思われます。

皆様、十分対応して生産性を上げてください。また今の新型コロナ騒ぎも、働き方改革をするには絶好の機会かもしれませんね。すなわち、うまくパソコンを使って効率良く仕事をする事ですね。

東京・大阪等で緊急事態宣言が出ましたが、他の地域も気をつけましょう。自分達で新型コロナを抑えましょう！

前田の《今人生を語る》第 250 回

めざめよ日本人 (172)

この新型コロナ騒ぎは、我々の自立心を試す機会でもあります。政府がなんとかしてくれる、政府に守ってもらおう、自分はどうつらいから海外へ旅行に行こう(そしてうつってしまう)等、自分を守ろうという気概を持たない人のなんと多い事か。これではあと10年先の日本はほんとうにどうになってしまうのか心配ですね。自分の事は自分で守ろう、それが他人を守る事でもあるのだ。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方には納税猶予制度があります

松村 英治

■要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。

※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。



税務署において所定の審査が行われます。

■猶予が認められると

- ・原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ・猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

■個別の事情のケース

▽ケース1▽ 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2▽ ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

▽ケース3▽ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

▽ケース4▽ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

申請に必要な書類等につきましては、ご相談ください。